

Weekly Report

第 4 2 4 号
平成 29 年 9 月 11 日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

医療費控除等の適用は「明細書」を添付

◆領収書に代えて、「医療費の明細書」を添付

医療費控除の適用を受ける場合、これまでは確定申告書に医療費の領収書を添付等する必要がありましたが、29年度税制改正により、29年分以降の確定申告（30年1月以降に申告書を提出）から、領収書に代えて、「医療費の明細書」を添付することになりました。

医療費の明細書とは、「医療を受けた方の氏名」や「病院・薬局などの支払先の名称」、「支払った医療費の額」などを記載したものです。

なお、領収書については、確定申告期限から5年目は、提示又は提出を求められる可能性があるため、保存しておく必要があります。

ただし、保険者（協会けんぽや健康保険組合）から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合、領収書の保存は必要ありません。

◆「セルフメディケーション税制」も同様

今年から、健康の維持増進及び疾病予防のために一定の取組（予防接種や定期健康診断等）を行う方が、本人又は生計を一にする親族に係る

スイッチOTC（医療用から転用された医薬品）の購入し、その支払額の合計が年間1万2千円を超えた場合に、超えた部分の金額（8万8千円が限度）が所得控除できる「セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）」が始まっており、従来からの医療費控除とどちらか有利な方を選択適用できます。

同制度についても医薬品購入費の領収書に代えて、明細書を添付することになります。

なお、経過措置として29年分から31年分は、領収書の添付等でも控除の適用はできます。

ビットコイン使用による利益は「雑所得」

仮想通貨のビットコインによる利益の課税関係は、取扱いが明らかになっていませんでしたが、国税庁は「ビットコインを使用することにより利益が生じた場合の課税関係」について、同庁HPのタックスアンサーで見解を公表しました。

これによると、ビットコインを使用することで生じた利益は、所得税の課税対象となり、ビットコインを使用することにより生じる損益（邦貨又は外貨との相対的な関係により認識される損益）は、原則として「雑所得」に区分されます。

なお、仮想通貨に係る消費税の課税関係は、29年度税制改正により今年7月以降の売買取引について、非課税となっています。

交通違反の反則金に係る税務上の取扱い

今月21日～30日まで、「秋の全国交通安全運動」が実施されます。特に自動車の運転による事故は、ひとつ間違えば人命にかかわりますので、安全運転を徹底しましょう。

なお、業務中に起こした交通違反の反則金を会社が支払った場合、業務上、損金（個人事業の場合は必要経費）には算入できません。これは罰金や料料、過料を損金（必要経費）として処理できてしまうと、税負担の軽減となり制裁的な効果が失われるためです。